

災害時における相互応援に関する協定書

千葉県浦安市と長野県茅野市は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生した場合に、被災した市の要請に応じ、応急対策及び復旧対策に係る相互応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救護、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 災害により発生した廃棄物等の処理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第2条 応援を要請しようとする市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請するとともに、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人員
- (5) 応援を要する場所及び応援を要する場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

(自主応援)

第4条 要請市からの応援要請がない場合においても、応援市が被災の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた場合は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援市は、応援の内容をあらかじめ電話等により要請市に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援市が負担する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援に要する経費は、原則として要請市が負担する。

(連絡責任者)

第6条 第2条各号に掲げる応援の要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 浦安市 防災課長
- (2) 茅野市 防災対策課長

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺

族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第8条 両市は、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ態勢の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年10月22日

千葉県浦安市
浦安市長 松崎秀樹

長野県茅野市
茅野市長 柳平千代一